

全養協通信

平成22年4月21日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

全養協の動き

1. 全養協、厚生労働省と内閣府に平成23年度国家予算要望書を提出(4月2日)

全国児童養護施設協議会は、4月2日、厚生労働省と内閣府に平成23年度国家予算要望書を提出しました(要望書は2～4頁を参照ください)。

これは、新政権になり各省の予算編成作業が相当前倒しになっていることから、3月に開催した児童福祉施設関係5種別協議会会長会議(全養協、全乳協、全母協、全国保育協議会、全国保育士会)において協議のうえ、社会的養護関係施設協議会が連携し、共同でこの時期に要望と説明の場を設けたものです。当日は、全国児童養護施設協議会(中田浩会長)、全国乳児福祉協議会(長井晶子会長)、全国母子生活支援施設協議会(兜森和夫会長)の3種別協議会会長が厚生労働省、内閣府を訪れました。



伊岐局長に要望書を提出する中田会長

厚生労働省では伊岐典子雇用均等・児童家庭局長、内閣府では川又竹男参事官(少子化対策担当)に提出し、各要望項目についての説明を行いました。

伊岐局長、川又参事官とも、長妻昭厚生労働大臣、福島みずほ内閣府特命担当大臣(少子化対策)に要望書を進達するとともに、種々対応に努力したいとの回答を得ました。

なお、要望書は3月18日に開催した全養協常任協議員会で検討・確認いただいたものです。

平成23年度 全国児童養護施設協議会
国家予算要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会

会 長 中 田 浩

1. 国は、子どもの最善の利益の保障として、次世代育成支援施策、社会的養護制度の拡充と財源確保をはかられたい。
2. 子どもの社会的養護を保障するために、措置制度の堅持をはかられたい。
3. 「子ども・子育てビジョン」における社会的養護の基盤整備を実現するとともに、子ども一人ひとりに向きあうために、児童養護施設の養育単位の小規模化と、職員配置、労働条件、面積基準等の抜本的改善の実現をはかられたい。
4. 社会的養護を必要とする子どもの養育と自立に向けた支援の促進策をはかられたい。
5. 平成23年の次世代育成支援にかかわる関連法改正方針において、社会的養護体制の位置づけを明確化されたい。

予算要望項目(◎＝重点項目)

1. 養育単位の小規模化

- ◎ ① 養育単位の小規模化促進のための施策実施
- ◎ ② 「小規模グループケア」の複数実施か所の拡大及び充実
- ◎ ③ 地域小規模児童養護施設の実施か所数の整備・拡大
- ◎ ④ 現行の認可定員内における小規模児童養護施設の実施か所数の整備・拡大
- ◎ ⑤ 地域小規模児童養護施設における暫定定員規定の撤廃
- ◎ ⑥ 地域小規模児童養護施設における単年度事業申請の見直し
- ⑦ 賃貸住宅で実施する際の運営費加算
- ⑧ 分園型自活訓練事業の拡充
- ⑨ 地域小規模児童養護施設と分園型自活訓練事業の同時実施
- ⑩ 中規模な児童養護施設の認可、及び施設定員の小規模化

2. 個別的な援助、心理的ケア、保護者支援等のための職員配置の充実

- ◎ ① 児童指導員、保育士の配置基準の抜本的改善、増員
- ② 看護師の全施設への配置
- ③ 全施設への栄養士の配置
- ④ 心理療法担当職員の全施設への必置
- ⑤ 心理療法担当職員の外部スーパービジョン、研修受講体制の確保
- ⑥ 心理療法担当職員の複数配置
- ⑦ 心理療法担当職員の単年度事業申請の見直し
- ⑧ 複数のセラピスト、基幹的職員、小児精神科医の配置
- ◎ ⑨ 被虐待児受け入れ加算の充実
- ◎ ⑩ 障害児等受け入れ加算の実施
- ⑪ 事務職員の複数配置
- ⑫ 施設内保育担当職員の配置
- ⑬ 夜勤、通院、通学、付添等職員の配置
- ◎ ⑭ 夜勤職員の複数配置
- ⑮ 職員のワークライフバランス(結婚、出産、育児)を実現できる雇用体系の構築、確保

3. 居住環境、生活・養育環境の整備

- ◎ ① 老朽化施設の改築、大部屋解消等、居住環境の整備
- ② 居室面積の拡充
- ③ 個室化の推進
- ④ 自立支援居室の拡充
- ⑤ 居住環境の整備
 - ・浴室、トイレ等の生活衛生空間の設備整備、備品改善
 - ・経年変化に伴う修繕(外壁、床、設備機器交換)
 - ・ケア単位の小規模化実施に伴う設備改築(台所等)
 - ・省エネルギー設備(照明機器、設備機器)への交換補助
 - ・入所児童の安全を守るため(不審者侵入等)の設備補助
- ⑥ 施設の耐震化の整備
- ⑦ 災害対策、感染症対策(備蓄品、備蓄機材、備蓄用倉庫等の整備)、職員の予防接種にかかわる費用補助
- ⑧ 学習室の整備、パソコン等の整備・購入補助
- ⑨ 地上デジタル対応テレビの整備
- ⑩ 施設整備費の改善(施設の増改築時における地方自治体及び法人自己負担の軽減)
- ⑪ 福祉医療機構による貸付償還期間の延長及び貸付枠の拡大

4. 人材確保、職員の養成	
	① 都道府県段階における人材養成システムの充実
◎	② 研修の充実と支援策(費用、代替職員の配置)の確保
	③ 基幹的職員(スーパーバイザー)の配置
	④ 施設長の資格要件の明確化
	⑤ 児童指導員における社会福祉士の資格要件化
◎	⑥ 実習生受入体制の強化
5. 養育の質向上のための施策促進	
	① 監査事項の整備
	② 都道府県、都道府県児童福祉審議会の体制整備
	③ ケースカンファレンス体制の強化(入所・在所・退所時の適切な判断)
6. 自立支援策の充実	
◎	① 就職時の資格支援、とくに自動車運転免許等の取得にかかわる支援制度の創設
◎	② 大学進学等自立生活支度費、就職支度費の充実
	③ 年長児童への生活費加算の新設
	④ 社会福祉関連分野への進学への考慮・支援
	⑤ 就職支度支援費の充実
	⑥ 特別指導費(学習指導費)の対象児童の拡大
◎	⑦ 自立援助ホームの拡充
	⑧ 身元保証人確保対策事業の充実
	⑨ 退所後の自立支援策の拡充(「自立支援員」「相談員」等の配置) ・就労相談、相談支援体制の整備 ・生活カススキルアップ研修、社会制度の知識・手法等の研修実施 ・住宅補助、公共セクター住宅等の活用等
7. 地域福祉活動への取り組み	
	① 児童家庭支援センターの拡充(全都道府県設置)、職員配置、運営費改善
	② ショートステイ、トワイライトステイ事業の充実
	③ 地域の子育て支援事業実施に向けた整備の促進
	④ 保護者支援に関する援助・相談等関係施策の充実
	⑤ ファミリーソーシャルワーカーの配置充実(複数配置)
8. その他	
	① 一時保護委託のあり方の検討(被虐待児一時保護加算)

2. 平成 22 年度「施設入所児童等への特別支援事業」の詳細

都道府県等へ通知発出(3月31日)

厚生労働省は、3月31日に「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支給について」を各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛に発出しました。

これは、児童養護施設等に入所する親のいない子ども等が、平成22年度分の「子ども手当」を受給できないことに対し、安心こども基金を活用して施設に対して補助を行い、対象となる子どもの支援をはかるものです。

<特別支援事業の概要(別添資料参照)>

本事業は、安心こども基金の「地域子育て創生事業」(平成22年度)

◆対象 平成22年度「子ども手当」の対象とならない、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある「児童」

◆補助費 対象となる子ども1人につき、月額13,000円(特別支援事業費)

◆実施期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

◆留意事項

- ・当該児童の希望をふまえつつ、対象児童にかかわる物品等の購入にかかわる経費のほか、趣味、会食、旅行等の活動に要する経費に使用する
(言葉で意思を表現できない対象児童に関しては、施設が対象児童のためになるもの・ことに対し使用する)
- ・施設は当該児童ごとに特別支援事業費を管理する
- ・単年度(平成22年度)事業のため、貯金は不可、余った場合は返還する

後日都道府県・指定都市・児童相談所設置市をとおして、各施設に別添通知がされることとなります。その際、各都道府県等の状況によって、支払月等が異なることも生じるようです。

事務等の詳細は、追って各都道府県等から示されますので、その際に確認をお願いいたします。

なお、**平成23年度以降**については、現在国で子ども手当全体の制度設計がされており、今後あらためて示されることとなります(今回の制度は**平成22年度**のみの適用です)。

3. 社保審児童部会に「親権の在り方に関する専門委員会」設置

～児童福祉法等改正を視野に、親権の課題整理をはじめ(3月31日)～

◆法務省を主とした検討会が、昨年6月から親権に関する課題整理を実施

児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(以下「改正法」)が、2007(平成19)年6月に施行されましたが、この改正法では、法律施行後3年以内に「児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」としています。

昨年6月から、法務省を主とした「児童虐待防止のための親権制度研究会」により検討が進められ、今年1月には報告書がまとめられました。この報告書のもと、法務省では本年2月5日に開催した法制審議会総会で親権制度の見直しを諮問し、法制審議会に「児童虐待防止関連親権制

度部会」(新設)に付託して審議の上、同部会からの報告の後、あらためて法制審議会総会で審議することとしました。

◆厚労省は、主に「児童福祉法」「児童虐待防止法」にかかわる課題整理

厚生労働省では、あわせて「児童福祉法」「児童虐待防止法」にかかわる論点整理を進めるため、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」)を設置することとし、本年年2月に開催された社会保障審議会児童部会で設置が了承されました。

第1回目の専門委員会は3月31日に開催され、委員長に関西学院大学の才村 純 教授を選任、また会議資料は公開、議事録は委員確認後に公開することを確認し、その後協議が行われました。

次回は5月31日に、「施設長の権限が親権に優先する制度について」をテーマに協議が進められます。

※ 資料・委員・議事録など詳細については、厚労省ホームページを参照ください。

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

トップページ ⇒ 審議会・研究会等 ⇒ 社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」

4. 国立自立支援施設入所児童の権利侵害検証報告がまとまる

～処遇理念の再確認、開かれた施設運営などを提言(4月2日)～

厚生労働省は、4月2日に「社会保障審議会児童部会国立児童自立処遇支援専門委員会」の第1回報告を公表しました。

これは昨年8月、国立きぬ川学院(栃木県さくら市)で、職員の指示に従わなかった入所児童に対して行った職員の暴力行為による権利侵害について検証し、入所児童の権利擁護をはかるため、社会保障審議会児童部会に「国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会」を設置し、昨年11月から8回の委員会と3回の現地調査をふまえ、検証を進めてきたものです。

委員会では、「ただちに取り組むべき事項」「個別の課題と論点」「外部との関係」を整理し、可能な限りすみやかに取り組むことを提言しています。

報告は、厚生労働省ホームページに全文公開されています。

※ 報告全文は、厚労省ホームページを参照ください。

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

トップページ ⇒ 審議会・研究会等 ⇒ 社会保障審議会児童部会「国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会」

5. 厚労省、児童虐待の早期発見・対応に向け通知発出(3月24日)

厚生労働省は、3月24日に「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(雇児発0324第1号)を各都道府県・指定都市宛発出しました。

この通知は、本年1月の東京都江戸川区の虐待死事件を受けて、児童虐待の早期発見・早期対応、子どもの適切な保護に向け、関係各機関の連携が非常に重要であることから、文部科学省、厚生労働省で協議のうえ、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(以下「指針」)を作成し、周知をはかったものです。

本指針では、定期的な情報提供の頻度を「おおむね1か月に1回を標準とする」とし、対象幼児児童生徒などの対象期間の出欠状況、家庭からの連絡の有無、欠席の理由等を、学校及び保育所が市町村又は児童相談所に提供するものです。

※ 詳細については、厚労省ホームページを参照ください。

厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp>) トップ ⇒ 報道発表資料 ⇒ 2010年3月

6. 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」策定(3月31日)

厚生労働省は、3月31日付で「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(以下「食事の提供ガイド」)を公表しました。

この食事の提供ガイドは、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方等について検討を行うため、平成21年9月より学識経験者・実務者等で構成される「児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会」

(座長：吉池信男 青森県立保健大学健康科学部教授)を開催して検討を行い、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会報告書)としてとりまとめたものです。

食事の提供ガイドの主な内容は以下のとおりです。

- 1) 児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する考え方及び留意点
 - 子どもの健やかな発育・発達をめざし、子どもの食事・食生活に支援することが重要との観点から、食事の提供と食育を一体的な取り組みとして栄養管理を行っていくうえでの考え方および留意点を提示
 - 一人ひとりの子どもの発育・発達への対応、多職種や家庭・地域との連携、食事の提供の際の計画・実施と評価、衛生管理、食育、食を通じた子どもの自立支援等の観点から留意点を整理
- 2) 児童福祉施設における「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の適用・活用
 - 「日本人の食事摂取基準(2010年版)」を実務レベルで活用するために、食事摂取基準の基本的に押さえるべきことを整理
- 3) 実践例の提示
 - 食事の提供計画・実施と評価や食事摂取基準の活用についての具体的な手順、食中毒予防のための衛生管理の留意点等について具体的な実践事例を提示
 - 保育所、乳児院、児童養護施設、障害児施設における食事の提供について、施設の種類別の留意点、施設での取り組み事例を提示

※「児童福祉施設における食事の提供ガイド」は厚労省ホームページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0331-10.html>

(厚生労働省>審議会、検討会等>その他(審議会、検討会等)>雇用均等・児童家庭局)

お知らせ

7. 高校卒業後、進学・進級される方への助成等を活用ください

(1) メイスン財団奨学制度

(平成22年4月に大学・短大・専門学校等に入学する方が対象)

メイスン財団(財団法人 東京メソニック協会)が児童養護施設実施する「メイスン財団奨学制度」は、今年で6年目となります。

全国の児童養護施設を退所し(措置延長者含む)高校卒業後、平成22年4月に、大学、短期大学、各種・専門学校等に進学する向上心旺盛で、とくに経済的援助を必要とする方を対象として若干名の募集を行います。(本奨学制度は書類による選考があります)

詳細は、すでに各施設にお送りしている助成要項をご覧ください。申込締切は平成22年4月30日(金)(当日消印有効)です。

なお助成要項は全養協ホームページにも掲載しています。

(2) アトム基金「進級応援助成制度」

(大学・短大・専門学校等入学後、2年次目以降の方が対象)

進学後に進級する退所児童のみなさんの経済的負担を軽減し、自立への支援をはかることを目的として実施します。

児童養護施設に入所していた児童で、高等学校卒業後、大学・短期大学・専門学校等に進学し、その後、平成22年度に当該進学先の2年次目以上に進級した(する)方が対象です。なお、昨年度の本助成制度に未申請の場合、3年次目、4年次目に進級した方も対象となりますので、ぜひご活用ください。

詳細は、すでに各施設にお送りしている募集要綱をご覧ください。申込締切は平成22年5月6日(木)です。

なお、募集要綱は全養協ホームページにも掲載しています。

8. 「季刊・児童養護」の定期購読を募集しています

～平成22年度に1年間定期購読されると、「40周年記念誌」を贈呈～

全養協では、児童養護施設の子どもたちの生活と育ちをささえるために、養育の参考となる実践・情報をお届けする「季刊・児童養護」を年間4回発行しています。

「季刊・児童養護」を、ぜひ貴施設で定期購読いただくとともに、職員のみなさんにご案内くださるようお願いいたします。

平成22年度に1年間の定期購読をいただきますと、平成22年6月発行予定の「季刊児童養護・40周年記念誌」を、第41巻1号送付時にあわせてお送りします。費用は定期購読代(年

間) 3,000円 (送料共) に含まれますので、ぜひ定期購読をご検討ください。
定期購読は、全養協ホームページからお申込みいただけます。

9. 「第 36 回資生堂児童福祉海外研修」を実施

～本年秋に、アメリカで 2 週間の実践研修～

資生堂社会福祉事業財団では、第 36 回となる標記海外研修を実施します。昨年度に引き続きアメリカ合衆国における実地研修を中心に、15 日間の充実した内容を企画しています。各施設でも、積極的な参加申込をご検討ください。なお、海外研修派遣人数は、資生堂社会福祉事業財団にて選考ののち、児童養護施設から 6 名の派遣予定となっておりますので、予めご承知おき願います。

申込締切は 2010 年 5 月 31 日 (月) (必着)、各ブロック協議会会長施設にお申込みください。

すでに資生堂社会福祉事業財団から、各施設に直接案内書類をお届けしています。あわせて全養協ホームページにも実施要綱を掲載しています。

<今回お送りしている資料>

- ・ 全養協通信 No. 221 (この資料です)
- ・ 「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援について」(雇児発 0331 第 19 号 平成 22 年 3 月 31 日)

雇児発0331第19号
平成22年3月31日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う
児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援について

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「平成22年度子ども手当法」という。）が、平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもが支給対象となったところである。

一方、平成22年度子ども手当法附則第2条の規定を踏まえ、児童養護施設に入所している子どもその他子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等については、平成23年度以降の取扱について子ども手当制度のあり方の検討の中で別途検討をするとともに、平成22年度においては、安心こども基金管理運営要領を改正し、標記の児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援を行うことができることとした。

今般、その具体的内容について、別紙のとおり「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針」（以下「運営指針」という。）を策定したので、円滑な実施をお願いしたい。

また、本事業の実施にあたっては、下記事項に留意されるとともに、本事業の実施について、管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び施設等関係者に対して周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1. 安心こども基金管理運営要領の改正

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき実施されているところであるが、平成22年3月31日21文科初820号・雇児発0331第3号本職通知により、別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）の一部が改正され、別添12の地域子育て創生事業に定める事業について、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援」を新たに追加し、平成22年4月1日より適用することとした。

2. 運営指針第4条の対象児童について

- (1) 運営指針第4条に定める特別支援事業は、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託され、又は児童福祉施設（別紙に定める児童福祉施設及び指定医療機関をいい、以下「施設」という。）に入所する児童であって、子ども手当の支給要件に該当する父母等がない児童（以下「対象児童」という。）を対象に当該児童を委託された里親等又は当該児童が入所する施設に対し、子ども手当相当額を助成するものである。

具体的には、父母が死亡した児童、父母の生死が明らかでない児童、父母が法令により拘禁されている児童、父母から遺棄されている児童、父母に親権喪失の宣告がなされた児童、児童福祉法第28条第1項による措置又は委託が行われた児童等の父母の監護・生計同一関係が認められず子ども手当の支給要件に該当する者がいない児童が対象児童となると考えられる。

- (2) 本事業は、子ども手当の支給の有無と密接な関連があり、施設に入所する児童の父母等に子ども手当が支給される場合には、本事業の対象児童にはならない。このため、運営指針による対象児童の認定に当たっては、必要に応じて、父母等の住所地の市町村に対して、住民基本台帳の確認を依頼するなど子ども手当の支給についての照会を行うこととする。市町村に対しては、あらかじめ本事業の趣旨及び実施に伴う協力について周知されたい。

3. 事業の実施時期

本事業は、平成22年4月1日から実施するものとする。

4. 費用

- (1) 本事業の実施のために要する都道府県等の事務費及び助成費については、管理運営要領の定めるところにより、安心こども基金の地域子育て創生事業として基金を取り崩し支出できるものであること。
- (2) 本事業の実施に伴い、管理運営要領の別添の2の①区分の「すべての子ども・家庭への支援」へ管理運営要領の6(2)に定める区分間配分変更を行う場合は、本事業を行うための経費の増額分に限り、その内容を記載した報告をもって、厚生労働大臣の承認を受けたものとみなす。

5. その他

本事業は、里親等及び施設の施設長から申請に基づき実施する事業であるが、事業の円滑な実施が行われるよう、児童相談所等における対象児童の把握や事業の周知について努められたい。

(別紙)

平成 22 年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針

(目的)

第 1 条 この指針は、児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、都道府県等が平成 22 年度の措置として、児童福祉施設等の実施する子ども手当相当額の特別の支援(以下「特別支援事業」という。)について必要な事項を定めるとともに、当該事業を実施することにより、児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。
- 2 「児童」とは、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

(実施主体)

第 3 条 実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)とする。

(対象児童)

第 4 条 特別支援事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、児童福祉法に定める措置等(障害児施設給付の決定を含む。以下「措置等」という。)を行った次の各号のいずれかに該当する児童で、かつ、平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律(平成 22 年法律第 19 号)第 6 条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童とする。

- 1 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託された児童
- 2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所する児童
- 3 指定医療機関(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 6 項及び第 7 項に規定するものをいう。)に入所する児童

(事業の内容)

- 第5条 特別支援事業は、都道府県等が措置等を行った第4条の対象児童について、当該児童の委託を受けた者又は対象児童が入所する施設の長（以下「事業実施者」という。）に対し子ども手当相当額を助成し、助成を受けた事業実施者が、当該児童に対して特別の支援を実施するものをいう。
- 2 事業実施者が行う特別支援事業の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(特別支援事業費の額)

- 第6条 特別支援事業に要する費用（以下「特別支援事業費」という。）の額は、月を単位として算定するものとし、その額は、1月につき、1万3千円にその月の初日の対象児童の数（その月の初日に子ども手当の支給事由が消滅した児童の数を除く。）を乗じて得た額とする。
- 2 対象児童ごとに助成額を算定する場合は、平成22年4月から平成23年3月までの間において、当該児童が第4条の対象児童となる事実が生じた日（当該児童が子ども手当の支給対象であった場合は、子ども手当の支給事由が消滅した日の翌日）の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から、当該児童が子ども手当の支給対象となるなど対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に1万3千円を乗じて得た額とする。

(認定)

- 第7条 特別支援事業費の助成を受けようとする者は、別に定めるところにより、事業実施者に関する事項、対象児童に関する事項及び特別支援事業費の額について、対象児童について措置等を行った都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に申請し、認定を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、上記申請の内容を審査し、事業実施者、対象児童及び特別支援事業費の額の認定を行うものとする。なお、対象児童の認定に当たっては、必要に応じ、申請のあった対象児童に係る子ども手当の支給の有無等について関係市町村等に照会するものとする。

(特別支援事業費の助成)

- 第8条 都道府県知事は、前条の認定をした事業実施者に対し、特別支援事業費を助成するものとする。

- 2 特別支援事業費の助成限度額は、平成22年4月から平成23年3月までの各月について、第6条第1項により算定した額の合計額とする。
- 3 都道府県知事は、特別支援事業費の助成は、助成限度額の範囲内で事業実施者の請求により概算払いにより交付することができる。
- 4 特別支援事業費の助成の申請、交付、確定の手続きについては、都道府県知事が別に定める。

(対象児童の変更)

第9条 事業実施者は、第7条の認定を受けた後において、対象児童に増加又は減少の変更が生じた場合には、第7条の手続きに準じて都道府県知事の認定を受けるものとする。

(事業実施者の留意事項)

- 第10条 事業実施者は、助成を受けた特別支援事業費について、第1条の趣旨に従って用いなければならない。
- 2 事業実施者は、対象児童ごとに、当該児童に係る特別支援事業費を管理し、助成額及び支出の内容を明らかにしておかななければならない。
 - 3 特別支援事業費の対象経費は、対象児童に係る物品等の購入に係わる経費の他、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費（金銭給付を除く。）とするが、事業実施については、対象児童の希望を聞くなど十分配慮しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、別に定めるところにより事業の実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(助成額の精算)

第12条 都道府県知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、事業実施者に対して助成すべき額を確定し精算しなければならない。

(実施細目)

第13条 この指針に定めるもののほか、特別支援事業の実施に関し必要な事項は都道府県知事が別に定める。